

第98回国際労働総会（2009年）

H I V / エイズと仕事の世界

日本政府回答（和文）

文書の形式

1. ILO総会は「仕事の世界におけるHIV/エイズに関する文書」を採択すべきと思いますか。

はい いいえ

コメント：文書を作成することは意義深い。なお、文書の採択にあたり、各国の事情を十分に考慮した柔軟な文書とすることが必要であると思料する。

2. その文書は勧告（※）の形を取るべきと思いますか。

はい いいえ

コメント：第298回理事会の独立した勧告を採択するという決定を尊重しつつも、各国の状況や実施している措置は様々であるため、各国の事情を十分に考慮した柔軟な文書とすることが必要であると思料する。

前文

3. その文書は以下に言及する前文を含むべきでしょうか。

(a) HIVの流行が労働者とその家族、そして企業に与える影響

はい いいえ

コメント：働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないことであり、業務上HIVに感染することは防止されるべきであると考えます。

(b) HIVの影響を受けている人々が直面する差別

はい いいえ

コメント：我が国のエイズ予防指針においても、差別・偏見の撤廃が記されている。

(c) HIVの流行が仕事の世界、そして広く社会に与える社会的・経済的影響

はい いいえ

コメント：我が国の感染症法において、HIVは国民の健康に影響するものとして定義されており、働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないことであるから、業務上HIVに感染することは防止されるべきであると考えます。

(d) HIV/エイズがディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の達成に与える影響

はい いいえ

コメント：働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないことであり、ディーセント・ワーク達成のためには、業務上のHIV感染を防止することは重要である。また、HIV感染者である労働者が誤解や偏見により職場において不当な扱いを受けることがあっては、ディーセント・ワークが達成できないため、誤解や偏見を解消するよう、事業場においても積極的にエイズ問題に取り組んでいくことが重要であると考えます。

(e) HIV/エイズ、貧困、持続可能な開発とのつながり

はい いいえ

コメント：働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないところ、業務上 HIV に感染することがあっては、持続可能な開発も難しいと考えられる。

(f) 女性の方が男性よりも多く HIV 陽性になっており、HIV 流行の不利な影響をより多く受けているとの事実

はい いいえ

コメント：報告書と異なり、我が国においては感染者の 9 割は男性（2006 年の調査で、952 ケース中 49 ケースのみ女性）であり、女性よりも男性の感染者が多いという事実がある。

(g) 国際労働機関（ILO）がその活動のあらゆる側面において HIV／エイズに関する取り組みを強化する必要性

はい いいえ

コメント：取り組みの強化の必要性については論を俟たないが、ILO におけるリソース（人材、予算）が限られたものであることに留意しつつ、効率的な取り組みを促進する必要がある。

(h) ILO「HIV／エイズと働く世界に関する行動規範」の価値

はい いいえ

コメント：

(i) ILO や国連のものを含む、仕事の世界における HIV／エイズに関連する国際条約及び勧告

はい いいえ

コメント：国際的に HIV/AIDS に関する注目を高めることの重要性に加え、最近の国際機関同士の連携の流れを踏まえると、意義があることだと考える。

(j) 国の HIV／エイズ対応における予防、治療、ケア、サポートへの情報とアクセスにおける職場が持つ重要な役割

はい いいえ

コメント：HIV 感染者である労働者が誤解や偏見により職場において不当な扱いを受けることがないよう、また、業務上で HIV に感染することがないよう、事業場においても普及啓発等、積極的にエイズ問題に取り組んでいくことが重要であり、我が国のガイドラインにおいても事業者がエイズ対策に自主的に取り組むことが望ましいと規定されている。

(k) 仕事の世界における及び仕事の世界を通じた HIV／エイズに対する国の取り組みを促進及び支援する上での労使団体の独特の役割

はい いいえ

コメント：労使団体の果たす役割は意義深いだが、それぞれの団体は自主的に組織・運営されていることに留意を要する。

(l) 国連合同エイズ計画（UNAIDS）内及びそれを越えた文脈における、HIVの予防、ケア、治療に対するユニバーサル・アクセスの確保及びエイズの影響力緩和に向けた国際機関同士の協力

はい いいえ

コメント：「ONE-UN（一つの国連）」への流れを踏まえると、国際機関同士の協力は重要であり、国際機関間の協力は大切なものと認識している。

(m) 国内及び国際レベルにおけるHIV感染者団体を中心とした他の関連する団体との協力の価値

はい いいえ

コメント：関係団体等の協力は大切なものと認識している。

I. 定義と適用範囲

4. 提案される文書は以下の定義を含むべきでしょうか。

(a) 「HIV」とは、ヒト免疫不全ウイルスを意味し、このウイルスは身体の免疫システムを弱め、最終的にエイズの原因となる。

はい いいえ

コメント：我が国のエイズ予防指針にも記載されている。

(b) 「エイズ」とは、後天性免疫不全症候群を意味し、これはしばしば日和見感染症や悪性腫瘍として言及される一群の医学的状況であり、今のところ治療法はない。

はい いいえ

コメント：我が国のエイズ予防指針にも記載されている。

(c) 「HIVと共に生きる人々」とは、HIV感染者を意味する。

はい いいえ

コメント：我が国のエイズ予防指針に「無症状病原体保有の状態」として記載されている。

(d) 「影響を受けている人々」とは、この流行病の幅広い影響力を理由として、HIV/エイズによって生活が何らかの形で変わってしまった人々を意味する。

はい いいえ

コメント：上記の記載は大切なことであると認識している。

5. 提案される文書は以下を対象とすべきですか。

(a) 自営業者を含むすべての労働者及び求職者

はい いいえ

コメント：ただし、各国の法令やガイドラインを考慮した柔軟な文書とすることが必要であると思料する。

(b) 公式経済とインフォーマル経済の双方における官民両部門にわたる経済活動のすべての部門

はい いいえ

コメント：なお、我が国としては、公式経済かインフォーマル経済といった分類はしておらず、全般的な施策としてH I V/A I D S対策を行っている。

II. 国の政策

6. この文書は加盟国が、最も代表的な労使団体及びH I V感染者団体と協議の上、仕事の世界におけるH I V/エイズに関する国の政策を採用すべきと規定すべきでしょうか。

はい いいえ

コメント：仕事の世界におけるH I V/エイズに関する国の政策を採用することは重要であると認識しているが、各国の状況は様々であるため、画一的に国の政策として採用すべきと規定することは困難であると思料される。そのため、文書の策定に際しては、各国の実情に考慮した柔軟なものとするべきである。また、労使団体及びH I V感染者団体との協議は、加盟国政府が必要と認める場合に行われるべきと考える。

7. 仕事の世界におけるH I V/エイズに関する国の政策は以下の分野を取り上げるべきでしょうか。

(a) H I Vの予防

はい いいえ

コメント：すべての労働者が健康な勤労者生活を送ることができるよう、職場において、労働者に対し、原因となるウイルス、エイズに対する正しい知識を提供する等のエイズ教育などを通じて、エイズの予防対策を行うことは重要と考える。

(b) H I V/エイズが労働者及び仕事の世界に与える影響の緩和

はい いいえ

コメント：働くことにより、労働者が健康を損なうようなことはあってはならないことであり、業務上H I Vに感染することは防止されるべきである。

(c) H I V/エイズの影響を受けている労働者及びその家族のケアとサポート

はい いいえ

コメント：我が国において、労働者が業務上の事由によりH I Vに感染した場合には、労災保険制度において業務上疾病として取り扱うとともに医学上必要な治療は保険給付の対象となっている。また、労働者が業務上の事由によりH I Vに感染しエイズを発症し、死亡した場合は、その遺族に対して遺族補償給付等が支給される。

(d) 実際のまたは想定されるH I V状態に基づく差別と偏見の撤廃

はい いいえ

コメント：H I V感染者である労働者が誤解や偏見により職場において不当な扱いを受けることがないよう、事業場においても積極的にエイズ問題に取り組んでいくことが重要である。

(e) 自発的なカウンセリングと検査、予防、治療、ケア、サポートを含む行動と情

報における職場の役割

はい いいえ

コメント：我が国の「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」では、職場におけるH I V検査については、労働衛生管理上の必要性に乏しく、エイズに対する理解がまだ一般には不十分である現状を踏まえると職場に不安を招くおそれのあることから、事業者は労働者にH I V検査を行わないこととされている。

一方、労働者が事業場の病院や診療所で本人の意思に基づいてH I V検査を受ける場合には、検査実施者は秘密の保持を徹底するとともに、検査前及び結果通知の際に十分な説明及びカウンセリングを行うこととされている。

こうした事情を踏まえ、自発的なカウンセリングと検査、予防、治療、ケア、サポートを含む行動と情報について、職場の役割を整理することは有益であると考えている。

(f) 地元社会との協力並びにサプライ・チェーン（供給網）及び流通網を通じた事業計画の拡大における職場の役割

はい いいえ

コメント：職場でエイズ問題に取り組む際には、地域のかつ組織的な取り組みが必要となり、多くの部門、担当者が関与することになる。

ただし、我が国のHIV罹患率が0.1%未満であること及びHIVが日常の職場において感染することはないこと等から、サプライ・チェーン、流通網等を通じた周知活動を取り上げることについては、国の事情を十分に考慮した柔軟なものとする必要があると思料する。例えば、我が国の場合、産業医が中心的役割を担い、関係部門との連携に努めることとしている。

8. 仕事の世界におけるH I V／エイズに関する国の政策は以下のものとするべきでしょうか。

(a) 最も代表的な労使団体及び他の関係当事者と協議の上、以下の手段によって実施すべきでしょうか。

(i) 国内法規で

はい いいえ

コメント：ただし、取り組む施策のうち、どのような内容の政策によって、国内法規、労働協約、国、産業部門、職場の政策、方針及び行動計画で対応するか異なると思料するため、国内の状況等を踏まえて、各国が柔軟に対応できることが望ましい。例えば、我が国は「ガイドライン」で対応しているところである。

(ii) 労働協約で

はい いいえ

コメント：ただし、取り組む施策のうち、どのような内容の政策によって、国内法規、労働協約、国、産業部門、職場の政策、方針及び行動計画で対応するか異なると思料するため、国内の状況等を踏まえて各国が柔軟に対応できることが望ましい。例えば、我が国は「ガイドライン」で対応しているところである。

(iii) 国、産業部門、職場の政策・方針及び行動計画で

はい いいえ

コメント：ただし、取り組む施策のうち、どのような内容の政策によって、国内法規、労働協約、国、産業部門、職場の政策、方針及び行動計画で対応するか異なると思料するため、国内の状況等を踏まえて、各国が柔軟に対応できることが望ましい。例えば、我が国は「ガイドライン」で対応しているところである。

(b) この政策について、労働司法及び労働行政当局の注意を喚起し、それに関する研修を提供すべきでしょうか。

はい いいえ

コメント：ただし、取り組む施策のうち、どのような内容の政策かによって、それに関する研修を提供すべきか否か異なり、また、各国の状況は異なっているため、柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(c) 国内企業及び国際企業に対して、（仕事に世界におけるH I V/A I D Sに関する）国内政策を実施するよう奨励するインセンティブを提供すべきでしょうか（輸出加工区（EPZ）を含む）。

はい いいえ

コメント：ただし、取り組む施策のうち、どのような内容の政策かによって、それに関するインセンティブを提供すべきか否かが異なるため、柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(d) 政府当局、使用者及び労働者並びにその団体、職業衛生に従事する職員、H I V／エイズの専門家、そしてH I V感染者団体を含むその他関係当事者間の社会対話、協議、交渉、その他の協力形態を促進する政策とすべきでしょうか。

はい いいえ

コメント：政労使や関係者間の社会対話・協議等を促進することは、重要なことであると考えられる。

(e) この政策を策定、見直し、実施する際には、科学的進展及び社会の動向を考慮に入れるべきでしょうか。

はい いいえ

コメント：我が国の「エイズ予防指針」においても、上記の観点を考慮しており、一般的に政策に最新の知見を取り入れることは賛成できるため。

(f) この政策は国の保健及び社会保障制度との調整を図るべきでしょうか。

はい いいえ

コメント：国の保健及び社会保障制度との調和は、大切なものと認識しており、また、一般に、調和がとれていない制度はいわゆる二重行政でありムダであることから、必要に応じ、制度間の調和を取るための措置が図られるべきである。

III. 原則

9. この文書は以下の原則を表明し、それが国の政策において考慮されるよう規定すべきでしょうか。

(a) 一般原則

(i) 職場の問題としてH I V／エイズが認識されるべきこと。

はい いいえ

コメント：職場の問題として認識されるべきではあると考えられる

(ii) 政府が仕事の世界におけるH I V／エイズに関する政策を開発計画や貧困削減戦略に組み込むべきこと。

はい いいえ

コメント：ただし、各国の状況は異なっているため、各国の事情を十分に考慮した柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(iii) 政府が公務部門に雇用されるすべての労働者についてのH I V／エイズに関する政策及び事業計画を採用し、実施すべきこと。

はい いいえ

コメント：ただし、すべての公務部門の労働者を対象とした政策を採用すべきか否かは、各国の事情や職種を十分に考慮した柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(b) 差別

(i) 1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第111号）を考慮に入れ、労働者に対する実際のもしくは想定されるH I V状態、またはH I V感染の危険度が高いと想定される人口集団に属することに基づく差別を禁止すべきこと。

はい いいえ

コメント：

(ii) 政府が最も代表的な労使団体と協議の上、第111号条約の適用範囲が同条約第1条(1)(b)に基づき、H I V感染者にも拡大されるよう確保すべきこと。

はい いいえ

コメント：

(iii) H I V状態を雇用終了の原因とすべきでないこと。H I V関連疾病の罹病者は医師が適切と判断する限り、得られる適切な仕事について働くことを許されるべきであること。

はい いいえ

コメント：H I Vに感染していること、それ自体は解雇の理由とならないと考えるべきであるため。

(iv) H I V／エイズに関連した疾病による一時的な欠勤について、1982年の雇用終了条約（第158号）第6条に従い、終了の有効な理由とすべきではないこと。

はい いいえ

コメント：我が国の裁判所の判断としては、欠勤については、その期間、頻度、どの

ような仕事ならできるのかなどにより解雇の有効性が判断されているものと考えている。「一時的な」の期間などについてどれくらいの欠勤を想定するかによって判断が変わってくる。そのため、各国の事情を十分に考慮した柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(v) HIV感染を減らし、女性がHIV／エイズに対処できるようにするために、男女の平等な関係と女性の権限強化を促進する措置を講じるべきこと。

はい いいえ

コメント：

(c) 社会対話

(i) HIV／エイズに関する政策及び事業計画は、使用者、労働者、労使代表、そして適当な場合には政府の協力と信頼を基礎とし、HIV感染労働者の活発な関与を伴って実施されるべきこと。

はい いいえ

コメント：一般的に、政策の立案にあたっては、政労使間の社会対話や関係者との協力は必要であると考えられる。

(ii) 労使団体は情報と教育の提供を通じて予防と差別禁止を促進するよう奨励されるべきこと。

はい いいえ

コメント：労使団体による情報と教育の提供を通じた予防と差別禁止の促進は意義深いですが、それぞれの団体は自主的に組織・運営されていることに留意を要する。

(iii) 労働者及び使用者はHIV／エイズに関する事項を労働協約に含むよう奨励されるべきこと。

はい いいえ

コメント：HIV／AIDSに関する事項を労働協約に含むことは意義深いですが、労働協約の内容及びその締結は労使の自主性に委ねられていることに留意を要する。

(d) 労働安全衛生

(i) HIV感染を予防するために、1981年の「職業上の安全及び健康に関する条約」(第155号)、2006年の「職業上の安全及び健康促進枠組条約」(第187号)及びILOのその他関連文書を考慮に入れ、職場環境は健康的で安全なものとするべきこと。

はい いいえ

コメント：職場環境を健康的で安全なものとするべきであることは当然のことであるが、一般的な労働安全衛生の事項を当該文書に含めることは文書の趣旨を散逸する可能性があることから、ILOの関連文書等を考慮に入れるか否かについては、その考慮に入れるべき部分も含め、慎重な検討を要する。

(ii) 職業衛生機関及び労働安全衛生関連の職場メカニズムはHIV／エイズの懸念事

項に取り組むべきこと。

はい いいえ

コメント：職場においても、労働者に対しエイズ教育を行う等のエイズ対策は重要であると考えます。

(e) 検査と秘密保持

(i) 労働者または求職者にH I Vスクリーニング検査を求めるべきでないこと。

はい いいえ

コメント：公正な採用選考の観点から、求めるべきではなく（安定）、また、H I V検査は、労働衛生管理上の必要性に乏しく、また、エイズに対する理解が一般には未だ不十分であり、職場に不安を招くおそれのあること等から労働者または求職者にH I Vスクリーニング検査を求めるべきではないと考える。

(ii) 労働者は自発的な検査とカウンセリングを通じて自らのH I V状態を知るよう奨励されるべきこと。雇用保障と秘密保持を確保すべきであり、必要となった場合には治療機会を与えられるべきこと。

はい いいえ

コメント：感染の有無を調べる検査、検査の方法、時期及び検査を受ける方法等については、職場におけるエイズ教育の内容として考えられるが、労働者が自らのH I V状態を知ることを目的として検査やカウンセリングを行うか否かについては、労働者の真に自発的な意思により決定すべきと考える。

また、労働者からの申出があった等の事情により、事業者が労働者のH I V感染の有無に関する情報を把握している場合には、事業者はその秘密保持を徹底しなければならないと考える。さらに、H I Vに感染していることそれ自体は解雇の理由とならないと考えるべきである。加えて、労働者が業務上の事由によりH I Vに感染した場合には、労災保険制度において業務上疾病として取り扱っており、被災労働者の自己負担なしで医学上必要な治療を受けることができ、業務外の事由により感染した場合にも、我が国では健康保険の対象となっており、治療機会が与えられている。

(iii) 労働者及び求職者は自分自身または他者のH I Vに関係した個人情報を開示するよう求められるべきでないこと。そのような情報へのアクセスは、1997年の労働者個人情報の保護ILO実施要綱に合致した秘密保持規定によって制限されるべきこと。

はい いいえ

コメント：採用選考等にあたり、H I V感染の有無それ自体は労働者、求職者の能力及び適性とは一般的には無関係であること、H I V感染の有無に関するプライバシー保護について特段の配慮を要することが必要であること等から個人情報の開示を求められるべきではないと考える。

ただし、業務上、個人情報の開示が必要な場合には留意する必要があると考える。

(f) 予防、治療、ケア、サポート

(i) HIV感染の予防を基本的優先事項とすべきこと。予防戦略は国の状況と関係する職場に適応させるべきであり、ジェンダーや文化に配慮したものとすべきこと。

はい いいえ

コメント：一般的に、労働者へのエイズ教育等の対策は重要であると考えている。また、我が国のHIV感染者・エイズ患者の発生動向については、他国と比べ罹患率は低いが増加傾向にあり、エイズ予防指針に基づき、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築などの施策に取り組んでいる。しかし、例えば、HIV罹患率が20%を超えるような南部アフリカ諸国（従って、HIV/AIDSが労働力供給、生産性等に大きく影響を及ぼしている）と罹患率が0.1%にも満たない我が国などでは、当然予防戦略は異なるべきものである。また、業務上血液に接触する機会がほとんどない一般事務従事者とHIVを含む血液等に接触する危険性が高い医療機関従事者とは当然予防戦略は異なるものであると考える。

(ii) 予防計画は以下を確保すべきであること。

(1) 母子感染の予防を含む正確な関連情報の提供

はい いいえ

コメント：正確な情報提供は重要なことと認識している。

(2) 男女が共に危険を理解し、危険を低減することを支援する教育

はい いいえ

コメント：普及・啓発・教育は重要なことと認識している。

(3) コンドームの入手可能性の改善といった実践的な措置

はい いいえ

コメント：重要なことと認識している。

(iii) HIV感染労働者とその扶養家族を含むあらゆる労働者は負担可能な保健サービスを受ける資格が与えられるべきこと。このサービスには抗レトロウイルス療法並びに日和見感染症、特に結核及び性感染症の治療を含むべきこと。

はい いいえ

コメント：医療体制の整備は重要なことと認識している。

(iv) 政府はHIV感染者とその扶養家族が官民の保険制度の下で、保険医療の完全な保護の恩恵を受けられるよう確保すべきこと。

はい いいえ

コメント：HIV感染者であるか否かにかかわらず、労災保険制度は、労働者が業務上の事由による負傷、疾病等について必要な保険給付を行い、医療保険制度は、被保険者の疾病、負傷等について必要な保険給付を行っている。

(v) 法定社会保障制度及び労災保険制度の利用機会や保険医療、障害、遺族給付を含む給付に関してもHIV感染労働者及びその扶養家族に対する差別が存在すべきでないこと。

はい いいえ

コメント：H I V感染者であるか否かにかかわらず、労災保険制度は、労働者が業務上の事由による負傷、疾病等について必要な保険給付を行い、医療保険制度は、被保険者の疾病、負傷等について必要な保険給付を行っている。

(vi) ケア及びサポートの計画にはH I V関連疾病に罹病した労働者のための適切な適応措置を含むべきこと。

はい いいえ

コメント：HIV に感染している労働者に対しては、他の病気を有する労働者と同様に、その病状に応じ、必要に応じて合理的な配慮がなされるべきである。しかしながら、HIV に罹患していても健康状態が良好である労働者については、事業者はその処遇において他の健康な労働者と同等に扱うべきものであり、必要以上の措置を求めるものではないと考える。なお、我が国では、HIV感染者・エイズ患者に対するケア、サポートについて、例えば、保健所において、プライバシー保護の観点から個室相談室を設置し、安心して相談が受けられる体制を整備している。

(vii) 適当な場合には、H I V／エイズを職業病として認定すべきこと。

はい いいえ

コメント：労災保険制度において、業務上の事由によりH I Vに感染した場合には、業務上疾病として取り扱うとともに医学上必要な治療は保険給付の対象としている。

(viii) H I V／エイズの影響を受けている人々の所得を創出する機会を促進する措置を講じるべきこと。

はい いいえ

コメント：わが国では、H I V／A I D Sに影響を受けているか、いないかに関わらず、職業相談等を行い、雇用の安定を図っている。

(g) 訓練

(i) すべての研修、安全指導、何らかの必要な手引きは、移民労働者を含む新人労働者または経験のない労働者が特に理解できるようあらゆる男女が理解可能なものとすべきであり、労働力の特徴とリスク要因に合わせて特別に設計されるべきこと。

はい いいえ

コメント：職場におけるエイズ教育については、新人労働者等も含めて全ての労働者が理解可能なものとすべきであると考えます。

(ii) 上級管理職及びライン管理職にH I V／エイズに関する最新の科学的及び社会経済的情報及び研修を提供すべきこと。

はい いいえ

コメント：管理職については、エイズ教育として、一般的な労働者への教育内容に加えて、職場でエイズ問題に取り組むことの意義、エイズ問題に取り組む上での管理職の役割等について教育することが重要であると考えている。

(iii) 労働者はこの政策を実施するために講じられる措置について情報提供及び協議を受け、職場監督に参加し、これらの分野における研修を受ける権利を有すること。
はい いいえ

コメント：我が国では、「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」を策定し、事業場におけるエイズ問題に対する自主的な取組を促進しているところである。一方、労働者が情報提供等を受け、職場監督に参加し、研修を受ける権利を有するとすることは、企業に一定の義務づけを行うこととなり、なお慎重に検討する必要があると考えている。

(h) 移民労働者

政府は移民労働者または就業のために移動を求めている人々がH I V検査を強制されることがなく、H I V陽性であった場合に移動機会が閉ざされないよう確保すべきこと。出身国と目的地国のどちらでも予防、治療、ケア、サポートの各サービスの利用機会を確保する措置が採用されるべきこと。

はい いいえ

コメント：我が国は、H I V陽性であることを理由とした入国の規制を行っていない。また、移民労働者に限らず、予防、治療、ケア、サポートの各サービスの利用機会の確保は重要であるが、出身国と目的地国のどちらでも予防等の利用機会を確保する措置の採用にあたっては、各国の事情を十分に考慮した柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(i) 児童及び若者

(i) 児童労働がとりわけ家族の者のエイズによる死亡またはその罹病によってもたらされたものである場合、以下に向けて児童労働対策に関する国の公約及び国際的な公約並びに活動を強化すべきこと。

(1) H I V／エイズと児童労働のつながりに関する啓発

はい いいえ

コメント：わが国では、児童労働は撲滅されていると認識しているため、回答は控えたい。

(2) 主要な介入分野の確定

はい いいえ

コメント：わが国では、児童労働は撲滅されていると認識しているため、回答は控えたい。

(3) 児童労働者がH I Vに感染するリスクの低減

はい いいえ

コメント：わが国では、児童労働は撲滅されていると認識しているため、回答は控えたい。

(ii) H I V感染から若年労働者を保護し、若者の特別のニーズをH I V／エイズ対応に含む措置を講じるべきこと。これには職業訓練や若者の就業計画にH I V／エイズに関する情報を組み込むことを含むであろう。

はい いいえ

コメント：青少年の普及・啓発はわが国の重点施策であるため。なお、講じるべき措置については、各国の事情を考慮した柔軟なものとする必要があると思料する。

(j) 公務

(i) 労働監督業務を含む労働行政業務のHIV/エイズ対応における役割を見直し、必要な場合には強化すべきこと。

はい いいえ

コメント：ただし、我が国における、労働行政業務のHIV/エイズ対応における役割については、現状として問題ないと考えていることから、どの国も一律に見直しを行うことは望ましくなく、各国の事情を十分に考慮した柔軟な規定とすることが必要であると思料する。

(ii) 予防、治療、ケア、サポートの利用機会の拡大を確保し、HIV/エイズによって引き起こされる保健事業と保健労働者に対するさらなる負荷を低減するために、必要な場合には公衆衛生制度を強化すべきこと。

はい いいえ

コメント：

IV. フォローアップ

10. この文書は以下を規定すべきでしょうか。

(a) 国家レベルで採用されるべきフォローアップ措置、政策の実施に向けて講じられた措置の定期的な見直し

はい いいえ

コメント：職場におけるHIV/AIDSに関する政策が適切に実施・運営されるためにも、フォローアップは必要であると考えられる。

(b) この文書の促進及び実施に向けたILOとその他政府間機関との協力と調整

はい いいえ

コメント：職場におけるHIV/AIDS問題にノウハウを持つILOを初めとした国際機関と協力・調整を行うことは有益であると考えられる。

V. 特別な問題

11. 国内の法または慣行に、この質問票で検討されている提案文書の実際的な適用において困難を生じる可能性が高い独特の特色がありますか。

はい いいえ

コメント：報告書と異なり、我が国においては感染者の9割は男性（2006年の調査で、952ケース中49ケースのみ女性）であり、女性よりも男性の感染者が多いという事実がある。

12. 連邦国家のみ回答：この文書が採択された場合、この主題は連邦による行動に適していますか、それともその全体または一部は連邦構成単位による行動に適していますか。

はい いいえ

コメント：

13. この文書が起草される際に考慮に入れるべきであり、本質問票が網羅していない他の何らかの関連する問題がありますか。

はい いいえ